

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 8 号

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例

薩摩川内市営住宅条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 2 8 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

別表第 1 中

「

水引東住宅	小倉町 6 0 9 9 番地 1	簡易耐火構造平家建	1	4	36.4	昭和 43 年度	を
		簡易耐火構造平家建	4	10	31.4	昭和 43 年度	
		簡易耐火構造平家建	4	10	36.4	昭和 45 年度	
		簡易耐火構造平家建	2	7	33.1	昭和 45 年度	

」

「

水引東住宅	小倉町 6 0 9 9 番地 1	簡易耐火構造平家建	1	4	36.4	昭和 43 年度	に
		簡易耐火構造平家建	3	6	31.4	昭和 43 年度	
		簡易耐火構造平家建	3	7	36.4	昭和 45 年度	
		簡易耐火構造平家建	2	7	33.1	昭和 45 年度	

」

改め、野下住宅の項を削り、

「

宇都住宅	東郷町 斧刈 4 8 6 8 番地 1	簡易耐火構造平家建	2	8	43.2	昭和 50 年度	を
		簡易耐火構造平家建	4	12	46.6	昭和 51 年度	

」

「

宇都住宅	東郷町 斧刈 4 8 6 8 番地 1	簡易耐火構造平家建	2	8	43.2	昭和 50 年度	に
		簡易耐火構造平家建	3	9	46.6	昭和 51 年度	

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。